

2021年11月12日

吸収分割に係る事前開示書類

株式会社ホットランド
東京都中央区新富一丁目9番6号
代表取締役 佐瀬守男

当社は、2022年1月1日を分割期日として、株式会社ホットランドネクステージ（以下「吸収分割承継会社」といいます。）に、当社の営む油そば・天ぷら等の主食事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収分割契約の内容

当社は、2021年11月12日付の取締役会決議により、吸収分割契約を承認いたしました（以下、当該吸収分割契約を「本吸収分割契約」といい、本吸収分割契約にかかる吸収分割を「本吸収分割」といいます。）。その内容は別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

(1) 吸収分割に際して吸収分割会社に交付する吸収分割承継会社の株式の数に関する事項

吸収分割承継会社が当社の完全子会社であることに鑑み、無対価とします。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額につきましては、当社と吸収分割承継会社が完全親子会社の関係にあり、吸収分割承継会社に承継される予定の資産及び負債の額並びに将来の機動的かつ柔軟な資本政策の実現その他の事情を総合的に勘案し、以下のとおりとすることが相当であると判断いたしました。

資本金の額	0円
資本準備金の額	0円
利益準備金の額	0円

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はございません。

4. 会社法第758条第5号及び同第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事

項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はございません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び同第 5 号）

(1) 吸収分割承継会社についての事項

吸収分割承継会社は 2021 年 11 月 12 日に設立されたため、最終事業年度が到来しておりませんが、設立時の貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。吸収分割承継会社においては、設立日以降、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収分割会社についての事項

当社においては、最終事業年度の末日以降、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 当社の債務の履行の見込みに関する事項

当社の 2021 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産、負債及び純資産の額並びに本吸収分割後の当社の資産、負債及び純資産の予測額からすると、本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、当社の本吸収分割後の事業活動において当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。

よって、当社は、本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社の設立時の貸借対照表上の資産、負債及び純資産の額並びに本吸収分割後の吸収分割承継会社の資産、負債及び純資産の予測額からすると、本吸収分割後の吸収分割承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

また、吸収分割承継会社の本吸収分割後の事業活動において吸収分割承継会社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在予想されておりません。

よって、当社は、本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

7. 事前開示の開始日以降、効力が生ずる日までの間に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

別紙 1

吸収分割契約

吸収分割契約書

東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号に本店を有する株式会社ホットランド(以下「甲」という。)及び東京都中央区新富一丁目 9 番 6 号に本店を有する株式会社ホットランドネクステージ(以下「乙」という。)は、甲の本事業(第 1 条に定義する。)に関して有する権利義務を乙に承継させること(以下「本吸収分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (吸収分割)

甲は、本契約の定めに従い、本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)をもって、吸収分割の方法により、甲の営む油そば・天ぷら等の主食事業(以下「本事業」という。)に関して有する第 2 条所定の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条 (承継する権利義務)

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務(以下「本承継対象権利義務」という。)は、本効力発生日における、本事業に関する別紙記載の権利義務とする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重疊的債務引受の方法による。ただし、この場合における最終的な負担者は、乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 本承継対象権利義務に含まれない債務又は義務につき、乙が債権者又は権利者である第三者からの請求に応じてその履行その他の負担をしたときは、乙は甲に対してその負担の全額について求償することができる。

第 3 条 (本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、甲に対し、本吸収分割に際して、本承継対象権利義務の対価を交付しないものとする。

第 4 条 (増加すべき乙の資本金及び準備金)

本吸収分割により増加すべき乙の資本金、資本準備金及び利益準備金は、以下の額とする。

資本金 0 円

資本準備金 0 円

利益準備金 0 円

第 5 条 (効力発生日)

本効力発生日は、2022 年 1 月 1 日とする。ただし、本吸収分割の手續の進行等に応じて本

効力発生日を変更する必要がある場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により、本効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議）

乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって本契約の承認を受けなければならない。

第7条（公租公課、費用等の精算）

本吸収分割により甲から乙に承継する資産に賦課される公租公課、並びに当該資産に係る賃料、ガス、水道、電気、通信その他の費用及び保険料については、日割計算により、本効力発生日の前日までの期間に対応する部分は甲の負担とし、本効力発生日以降の期間に対応する部分は乙の負担とする。

第8条（本契約の変更等）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、本事業又は本承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、協議の上、合意により、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める株主総会の決議及び法令に定める監督官庁の承認を得ることができなかった場合は、効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は誠実に協議の上、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

2021年11月12日

(甲)

株式会社ホットランド
東京都中央区新富一丁目9番6号
代表取締役社長 佐瀬 守男

(乙)

株式会社ホットランドネクステージ
東京都中央区新富一丁目9番6号
代表取締役社長 太田 直希

承継権利義務等の明細

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に属する現預金、製品、貯蔵品等その他の資産。

(2) 固定資産

本事業に属する無形固定資産、及び敷金等の投資その他の資産。

(3) 以上のほか、本事業に属する全ての資産のうち、甲及び乙が合意したもの。

2. 債務

(1) 流動負債

本事業に関して、甲と乙が別途合意する内容の負債（後記4に記載するものを除く。）

(2) 固定負債

本事業に属する退職給付引当金及び甲と乙が別途合意する内容の負債

3. 雇用契約以外の契約

本事業に属する売買契約その他本事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

4. 雇用契約

本事業に主として従事する従業員（嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含む。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務（給与及び賞与に関する未払債務、預かり金及び引当金を含む。）。

5. 労働協約

甲と UA ゼンセンホットランド労働組合との間で締結している労働協約。

6. 知的財産権

本事業に属する特許権、商標権その他の知的財産権及びノウハウの一切。

7. 許認可等

甲が本事業に関して取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。

以 上

別紙 2

吸収分割承継会社の設立時貸借対照表

株式会社ホットランドネクステージ

(単位：円)

資産の部	金額	純資産の部	金額
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
合計	10,000,000	合計	10,000,000